

子育て支援員(仮称)研修の構成・科目等(案)

第1回検討会資料4から赤字部分が修正か所

子育て支援員(仮称)研修の構成(案)

子育て支援員(仮称)の従事先と想定している主な事業	職名	受講する研修	従事要件との関係	備考
小規模保育B型	保育従事者	共通研修+専門研修(地域保育コース)	○	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)
事業所内保育(19人以下)	保育従事者			
家庭的保育	家庭的保育補助者			
一時預かり	保育従事者			
ファミリー・サポート・センター	提供会員	共通研修+専門研修(放課後児童コース)	×	従事にあたり研修は要件となっていないが、質の確保・向上のために研修受講が望ましい。
放課後児童クラブ	補助員			
乳児院・児童養護施設	補助的職員			
利用者支援事業	専任職員			
地域子育て支援拠点	専任職員			

※上記の事業・職種は、従事先として想定されるものを記載したものであり、上記以外にも研修内容を活かした様々な子育て支援サービスでの従事が考えられる。

事業の目的

- ・小規模保育等の地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図るための人材確保が必要。
- ・小規模保育等においては、多様な実態にある事業からの移行を想定して保育士以外の従事者も配置基準に含めることとしており、その際には一定の研修を義務づけ。
- ・研修を義務づけていない事業においても、質の確保を図る観点から研修を実施。

実施主体

- ・研修の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
→社会福祉協議会や保育士養成施設、地域のNPO法人など子育て支援分野でノウハウを有する機関への委託も可能

子育て支援員(仮称)

- ・子育て支援員(仮称)は、都道府県又は市町村が行う子育て支援員研修(仮称)を修了し、子育て支援員(仮称)認定証の交付を受けたものとする。

研修対象者

- ・**保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業への従事することを希望する者等**を対象に研修を実施する。

研修内容

- ・各種事業に共通する「共通研修」と分野別の「専門研修」(放課後児童コース、社会的養護コース、地域保育コース、地域子育て支援コース)により、構成する。

実施上の留意点

- ・子育て支援員(仮称)の認定証の交付は、
修了した専門研修に応じて共通研修＋専門研修修了者は、「子育て支援員(仮称)(〇〇コース修了)」とし、共通研修のみの修了では認定証の交付は行わない。
~~共通研修のみの修了者は、「子育て支援員(仮称)(共通研修コース修了)」とする。~~
- ・子育て支援員(仮称)認定者が認定を受けたコース以外の専門研修を受講する場合には共通研修を免除。
- ・実施主体(都道府県・市町村)の研修修了者(子育て支援員(仮称)認定者)の情報管理に関すること。

共通研修科目・内容イメージ①

〈共通研修の目的〉

子育て支援員(仮称)として、子育て支援分野に従事する者に必要な基礎的な知識や技術等について習得し、子育て支援員(仮称)としての資質の確保を目的とする。

〈科目の考え方〉

子育て支援分野に共通する基礎的な知識や技術等の習得に必要と考えられる、児童福祉や子育て支援制度に関すること、子どもの発達等に関する基礎や「遊び」への理解、保護者との関わりや支援、事故等の予防策や発生時の対応、子どもの虐待についての基礎及び障害(児)に関する基礎についての習得を図る。

【共通研修科目イメージ〈9科目・10時間〉】

科目名	区分	時間数	内容 (考えられる項目)	目的 (考えられる視点)	備考
①子育て支援員制度の概要	講義	60分	①子ども・子育て支援新制度の概要 ②「子育て支援員(仮称)」の役割	・子ども・子育て支援新制度の概要 ・子育て支援員(仮称)の役割や基本的姿勢	

共通研修科目・内容イメージ②

科目名	区分	時間数	内容 (考えられる項目)	目的 (考えられる視点)	備考
②児童福祉の概要	講義	60分	①児童福祉制度に関する概要 ②児童福祉制度の現状と課題 ③相談援助活動	・児童福祉制度の概要と現状 ・児童福祉に関する行政機関・児童福祉施設の役割と配置される専門職と現状と課題	社会的養護や子どもの権利擁護を含むものとする
③子どもの発達	講義	60分	①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達	・発達について、生涯発達の中で理解する ・発達段階に応じた関わり方	
④子どもへの援助・関わり方	講義	60分	①子どもの生活への援助 ②気になる行動への対応	・子どもが快適に過ごすための必要なケア・環境づくり ・気になる行動の原因と関わり方	気になる行動については、関係機関の連携も含むものとする
⑤子どもの遊びの理解	講義	60分	①「遊び」の意義 ②年齢に応じた遊びの内容	・子どもの「遊び」の意義 ・乳幼児期から児童期までの遊びの内容	遊びへの大人の関与についても含むものとする

共通研修科目・内容イメージ③

科目名	区分	時間数	内容 (考えられる項目)	目的 (考えられる視点)	備考
⑥保護者への支援	講義 演習	90分	①保護者への支援 ②保護者との関わりと対応 ③相談・助言の原則	・保護者への子育て支援の意義・知識と技術 ・保護者との信頼関係づくりと支援が必要な際の関わり方	保護者への相談・助言・対応など事例検討とおして学ぶものとする
⑦緊急時の対応	講義	60分	①子どもの事故と予防 ②子どもの疾病等 ③緊急時の対応	・事故を未然に防ぐ予防策や安全確保 ・事故・疾病等の緊急対応	アレルギーについても学ぶものとする
⑧子どもの虐待	講義	60分	①子どもの虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③子どもの権利を守る関わり	・子どもの虐待についての基本的事項 ・行政等へのつなぎ方	虐待など不適切な関わりをしないための配慮についても学ぶものとする
⑨障害児への理解	講義	90分	①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援サービス等の理解	・障害児支援制度や障害について ・障害特性から障害児のニーズの把握や関わり方について	障害児支援サービス等やライフステージに応じた支援についても学ぶものとする

専門研修の科目案①

放課後児童〈5時間程度(見学実習を除く)〉

①放課後児童クラブの目的と役割・機能

④家庭の役割、家庭での養育に対する理解

②遊びの支援と実践

⑤放課後児童クラブのチームワーク

③子どもの発達理解

⑥補助員の仕事の内容

(特に学童期の発達についての基礎知識)

⑦見学実習

社会的養護〈5時間程度(見学実習を除く)〉

①保護を要する子どもの理解(虐待を受けた子どもの理解を含む(養護原理))

④子どもの権利擁護と虐待防止(職業倫理と障害児への合理的配慮を含む)

②地域における子育て支援サービス(児童福祉論)

⑤社会的養護における家庭養護及び里親制度の基礎(里親養育論)

③子どもの心の発達(発達心理学)

⑥施設見学および調理実習(実習)

専門研修科目案②

地域保育〈10～15時間程度(見学実習を除く)〉

①家庭的保育の概要(※)	⑦家庭的保育の保育内容(※)
②食事と栄養	⑧家庭的保育の環境整備(※)
③小児保健Ⅰ	⑨家庭的保育の運営と管理(※)
④小児保健Ⅱ	⑩家庭的保育者の職業倫理と配慮事項
⑤心肺蘇生法	⑪見学実習オリエンテーション
⑥実施自治体の制度について	⑦見学実習(2日以上)

(※)は、小規模保育等の事業も含めた研修内容とすることが考えられる科目

地域子育て支援〈5～10時間程度〉

①利用者支援事業の概要	④記録の取り扱い
②地域資源の概要	⑤事例分析(実習)
③対人援助に求められる基本姿勢と倫理 (共通研修で行われるものを除く)	

フォローアップ研修・現任研修イメージ①

〈フォローアップ研修・現任研修の考え方〉

現行制度では、家庭的保育者に対してのみフォローアップ研修及び現任研修（以下、現任研修等という）が課せられているところであるが、子ども・子育て支援新制度では小規模保育等の保育従事者等については、研修の修了が従事要件となっており、従事後も保育者としての資質の向上を図るため必要があることから、研修体系について整備を図る必要がある。また、研修の修了が従事要件となっていない事業についても、事業の実態等に応じた研修体系の整備が必要。

〈フォローアップ研修・現任研修の目的・内容等〉

(1) 小規模保育等の研修の修了が従事要件となっている事業等の現任研修等については、以下のものとする。

【フォローアップ研修（対象者：経験年数2年未満の者）】

（目 的） 子育て支援員（仮称）研修において修得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援。

（内 容） 業務に携わる中で生じた相談・質問を中心とした研修。

（時間数） 年2回程度（※）／1回2時間程度

※経験年数1年未満の者を対象とする場合には、2ヶ月に1回以上が望ましい。

フォローアップ研修・現任研修イメージ②

【現任研修（対象者：すべての従事者）】

（目的）各事業の従事者としての資質の向上を図るために必要となる、基礎的分野から事業の特性に応じた専門分野における必要な知識・技術の習得。

（内容）基礎的分野として、最近の児童福祉の概要、子どもの発達・遊びの理解、子ども・保護者対応、緊急時の対応、子どもの虐待、障害児への理解
専門分野として、各事業の特性に応じた研修内容を基礎分野と組み合わせて行う。

（時間数）実施頻度、時間数については、各事業の特性に応じて定めるものとする。

※現任研修等の実施にあたっては、上記の内容等を基本としつつ、地域の実情等に応じて行うものとする。

(2) 研修の修了が従事要件となっていない事業については、地域の実情等に応じて研修が実施できるよう、上記のフォローアップ研修・現任研修の目的・内容等から事業の特性を勘案し、研修内容等を策定。

(3) フォローアップ研修の内容及び現任研修の科目・内容、研修時間数並びに各事業の特性に応じた研修内容・あり方などについて、今後検討。

フォローアップ研修・現任研修イメージ③

【フォローアップ研修】

目的・内容

（目的）

子育て支援員（仮称）研修において修得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援

（内容）

業務に携わる中で生じた相談・質問を中心とした研修

[例]

- ・保育内容の相談（異年齢保育等）
- ・子ども・保護者の支援のあり方
- ・避難経路の確保・避難訓練等の計画
- ・記録等の書類の作成方法
- ・安全管理等
- ・関係機関との連携等 など

【現任研修】

科目名	時間数
（基礎分野）	
①最近の児童福祉の概要	
②子どもの発達（遊びの理解含む）	
③子ども・保護者の支援等	
④緊急時の対応	
⑤子どもの虐待	
⑥障害児への理解	
（専門分野）	
・	

- ・基礎分野は共通研修の科目をもとに整理。
- ・専門分野の科目については、専門研修科目案をもとに検討
- ・研修の実施にあたっては、基礎分野と専門分野で関連がある場合には一体的な実施も可能とする。
- ・研修の総時間数は、基礎分野と専門分野の科目数・内容を勘案して策定する。